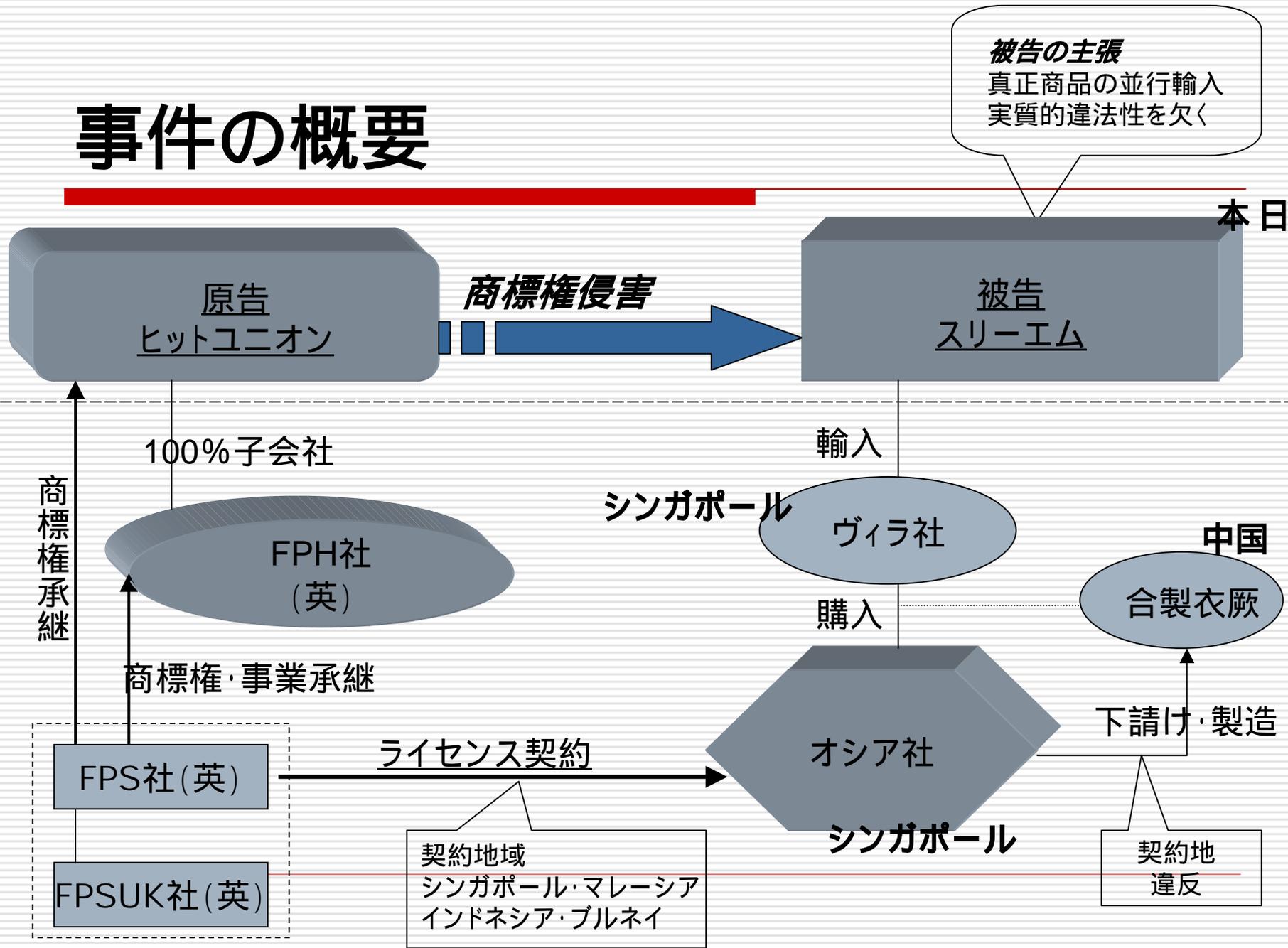


フレッドペリー並行輸入事件

法学部3年 井上貴美子

事件の概要



商標権

1. 専有権・・・商標法 § 25
2. 禁止権・・・商標法 § 37

□ 商標権侵害 (§ 2 、 25)

- 商標権者以外の者が、わが国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を付したものを輸入する行為は、許諾を受けない限り、商標権を侵害する。

□ 真正商品の並行輸入にあたる場合・・・実質的違法性欠如

1. 真正商品性
 2. 内外権利者の同一性
 3. 内外品質の同一性
-

争点

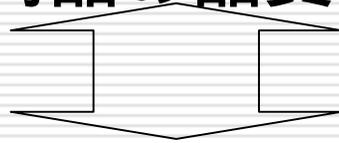
- ライセンシーがライセンス契約に違反して下請け製造した商品を輸入・販売することは、真正商品の並行輸入として実質的違法性を欠く場合にあたるか。
 - 地裁……真正商品性 ×
 - 高裁……真正商品性 ×
 - 最高裁……真正商品性 ×、内外品質同一性 ×
-

最高裁判決の意義

□ 疑問

- 契約違反 すぐに粗悪品と認められるか？

□ 商品の品質の直接検討が必要？



□ 契約違反の商品輸入...下級審分裂

- 並行輸入の可否

1. 国際取引の円滑化 } バランス
2. 知的財産権の保護

1. 一定の要件の下に並行輸入を許容

2. 品質管理のされていない商品の輸入は禁止

- 契約違反の商品、偽ブランド商品の流入も防ぐ目的